

告示

埼玉県告示第七百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
埼玉県 県知事 令第 十号	ビューロ ーベリタ スジャパ ン株式会 社	住所	神奈川県横浜 市中区山下町 二十二番地	神奈川県横浜 市西区みなと みらい四丁目 六番二号	令和七年九 月十六日
埼玉県 県知事 令第 十二号	株式会社 東京建築 検査機構	住所	東京都中央区 東日本橋一丁 目一番四号	東京都中央区 日本橋富沢町 十番十六号	平成二十七 年九月二十 八日